

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：33908

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25560359

研究課題名(和文)健康増進のための身体活動の政策監査ツールを用いた我が国の政策評価と国際比較

研究課題名(英文) Appraisal of the national policy on physical activity in Japan and international comparison

研究代表者

種田 行男(OIDA, Yukio)

中京大学・工学部・教授

研究者番号：30185178

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、身体活動を促進するための我が国の政策を監査することである。政策監査には、Fiona Bull(西オーストラリア大)らが開発した「身体活動を促進するための政策監査ツール」を使用した。調査対象は厚生労働省、文部科学省、公益財団法人日本体育協会、および国土交通省であった。その結果、健康部門のみならずスポーツ部門にも身体活動に関連する法律が制定されていた。さらに、両部門は身体活動基準や国家目標、およびそれらを達成するための行動計画を策定していた。しかしながら、政策や行動計画の実施状況はほとんど把握できなかった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to appraise the national policies for physical activity promotion and their implementation status in Japan. Appraisal of the policy was performed by Policy Audit Tool (PAT) for health-enhancing physical activity. The results revealed legislation related to physical activity had been established as well as national policies in the health sector and the sports sector. Furthermore, both ministries have set recommended physical activity levels and national goals, and devised an action plan to achieve them. However, there were no policies or action plans specific to physical activity promotion in the transport sector or urban design sector. A limitation of earlier work was the lack of adequate data from sectors on the implementation of policies at the sub national levels. This is because implementation is the responsibility of local municipalities and national authorities are not well informed on current status of activities.

研究分野：運動疫学

キーワード：身体活動 政策監査

1. 研究開始当初の背景

運動・身体活動は非感染性疾患（循環器疾患，糖尿病，大腸ガンなど）や自立能力障害の予防，および死亡リスクの低下に効果があることは，これまでに多くの疫学研究で証明されている．さらに，運動・身体活動は心理・社会的健康状態とも強く関連している．これらのことは多くの国民が知るところであるにもかかわらず，我が国で週に4回以上運動する者の割合は17%に過ぎない．この結果は日本人の運動行動が欧米諸国（EU25カ国33%，米国49%）に比べて明らかに少ないことを示している．

厚生労働省は2000年に「第3次国民健康づくり対策（健康日本21・第1次）」を策定し，日常生活における歩数の増加や運動習慣者の割合の増加などを目標に設定した．しかしながら，10年後に行われた最終評価の結果によると，それらの目標は達成されず歩数に至ってはベースライン時よりも減少した．このような結果を招いた原因の究明は，2013年度から実施されている健康日本21・第2次の新たな目標達成のためにも，喫緊の課題と考えられる．

国民全体の身体活動を促進するためには，個々人の運動行動の変容を支援するための国家政策と社会システムの整備が重要であることが指摘されている．Fiona Bull（University of Western Australia）は身体活動を促進するための政策監査ツール（Policy Audit Tool; PAT）を開発し，ヨーロッパ7カ国（フィンランド，イタリア，オランダ，ノルウェー，ポルトガル，スロヴェニア，スイス）を対象に国際比較研究をコーディネートしている．この研究では，それぞれの国に必要な政策や行動計画およびそれらの策定プロセスについて検討している．研究代表者（種田）は2012年4月から9月まで西オーストラリア大学に客員教授として滞在し，Prof. Bull から PAT 開発に関する解

説と監査手法の指導を受けながら，我が国の政策監査を実施するための準備を行ってきた．

2. 研究の目的

本研究は PAT を用いて身体活動を促進するための我が国の政策を監査する．さらに，我が国の監査結果をヨーロッパ7カ国の結果と国際比較する．これによって，これまでの我が国の政策や行動計画の策定および計画実施の際の問題点について明らかにすることである．

3. 研究の方法

(1) PAT の和文翻訳

PAT を用いて身体活動を促進するための我が国の政策監査を実施するために，PAT の和文翻訳を以下のような手順で行った．はじめに2名のメンバーが別々に翻訳を行い，その後1名が加わって3名でひとつの翻訳案に統合した．内容の解釈が不完全であった部分については，原文の筆頭執筆者（Prof. Bull）にその内容を確認した上で翻訳を完成させた．

(2) 監査の実施

作成した日本語版 PAT を用いて，身体活動を促進するための我が国の政策監査を実施した．保健部門の調査対象は，厚生労働省がん対策・健康増進課、スポーツ部門はスポーツ青少年企画課と公益財団法人日本体育協会総務課、教育部門はスポーツ青少年企画課、および交通と都市計画部門は国土交通省国土交通政策研究所であった．調査方法は各省の担当者に調査の概要について説明し，承諾を得て実施した．担当者が回答した調査票を後日回収し，回答内容が不明な点は回答者に直接問い合わせた．

各省から収集されたデータは，以下の項目別（政治制度の概要，主要な政策，政策策定のための協議的プロセス，関連部門との統合，国が推奨する身体活動ガイドラ

イン， 政策のゴールと目標， 他の目標と評価指標， 政策実行のための行動計画， セッティング， 対象集団， 身体活動促進のための介入， 科学的根拠の利用， 協力や連携の推奨， 評価， サーベイランスあるいは健康モニタリングシステム， 政治的関与， 財政的支援， HEPA 推進のまとめ役， 地方レベルでの実施， 地方レベルでの調整役， ⑲地方レベルでの介入評価， ⑳コミュニケーション戦略， ㉑ブランディング， ロゴ， スローガン， ㉒専門家のためのサポートネットワーク， ㉓HEPA 推進の国レベルの取り組み)に一元化した。

4. 研究成果

健康部門のみならずスポーツ部門にも身体活動に関連する法律が制定されていたことが明らかになった。さらに、両部門は身体活動基準や国家目標、およびそれらを達成するための行動計画が策定されていた。しかしながら、交通や都市計画の部門には身体活動促進のための政策や行動計画はなかった。本調査では、国レベルの政策や行動計画の実施状況が十分に把握できなかった。今後は地方自治体を対象にした調査が必要と考えられる。具体的な内容は以下に示した。

(1) 法律と政策

健康部門では、厚生労働省が健康増進法に基づいて「健康日本 21 (第 2 次)」を策定した。この政策の目的は国民の健康増進と疾病予防である。非感染性疾患およびその原因となる生活習慣等の課題について、9 分野 (栄養・食生活、身体活動と運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん) ごとに対策がたてられた。すなわち、この政策は幅広い公衆衛生政策の一部として身体活動を組み入れたものである。本政策の実施については、都道府県において行動計画を策定し実施することが法律で定められている。

スポーツ部門では、文部科学省がスポーツ

基本法に基づいて「スポーツ基本計画」を策定した。これにはスポーツ推進のための基礎的条件の整備 (指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進など)、スポーツの機会を確保するための環境整備 (地域におけるスポーツ振興、スポーツ行事の実施や奨励など)、および競技水準の向上があげられている。すなわち、この政策はスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものである。本政策の実施については、都道府県において行動計画を策定し実施することが法律で定められている。

教育部門では、文部科学省が学校教育法に基づいて「学習指導要領」を策定していた。これは全国の教育水準を一定にするために、小学校・中学校・高等学校ごとにそれぞれの教科の目標、教育内容、および年間の標準授業時間数などを定めたものである。身体活動に関連する教科として保健体育科が含まれており、生徒らが生涯にわたって運動に親しみながら健康を保持増進できるようにすることが目的である。

一方、交通および都市計画部門には身体活動の促進に関連する法律や政策はみあたなかった。しかしながら、交通部門の交通政策基本法には人間の健康で文化的な生活のために交通による環境への負荷の低減が定められており、徒歩や自転車交通手段の選択肢に含められている。また、都市計画部門の都市計画運用指針には、国民のレクリエーションに対するニーズに対応する公園および地域住民の健全な心身の保持・増進に効果的な土地である近郊緑地保全地区を指定・整備することが記述されている。

(2) 健康増進のための身体活動ガイドライン (個人の目標)

健康部門では、厚生労働省が 2013 年にシステマティックレビューとメタ分析の結果に基づいて「健康づくりのための身体活動基準 2013」を策定した。この基準値は 18~64

歳の者と 65 歳以上の者を対象にそれぞれ設定された。この他に健康増進のための身体活動ガイドラインはない。

(3) 身体活動における集団の目標

健康部門では、健康日本 21(第 2 次)において以下のような目標が設定された。集団の目標として、日常生活における歩数の増加(20~64 歳男性 7841 9000 歩, 女性 6883 8500 歩, 65 歳以上男性 5628 7000 歩, 女性 4585 6000 歩)および運動習慣者の割合を増加(男性 20~64 歳代 26.3 36%, 65 歳以上 47.6 58%, 女性 20~64 歳代 22.9 33%, 65 歳以上 37.6 48%)すること。行政の目標として、住民が運動しやすいまちづくりに取り組む自治体数を増加(17 47 都道府県)することであった。なお、これらの目標達成期限は 2022 年である。

スポーツ部門では、スポーツ基本計画において以下のような目標が設定された。成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 65%程度、週 3 回以上のスポーツ実施率が 30%程度になること。成人のスポーツ未実施者(1 年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことであった。一方、日本体育協会(2010 年)は子ども(幼稚園児から小学生)のための身体活動ガイドラインを定め、最低 60 分以上毎日実施することを奨励した。なお、これらの目標には特定の期限が定められていなかった。

その他、HEPA に関連する目標として、都市計画部門である国土交通省が 2016 年度までに国民一人当たりの都市公園等面積を 10.5 m²(2010 年度時点で 9.8 m²)とすることを定めた。ただし、都市公園は必ずしも健康増進の目的のみで整備されるものではない。

(4) 調査システム

健康部門では、健康日本 21(第 2 次)の身体活動の評価には、国民健康・栄養調査(厚生労働省)が用いられる。国民健康・栄養調

査とは、健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量、および生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的にした調査である。調査項目には運動の習慣および歩数の計測が含まれている。調査の実施責任者は厚生労働省であり、毎年調査報告書が刊行されている。

スポーツ部門では、スポーツ基本計画期間中に検証を行い、その結果を次期計画の策定における改善に着実に反映させることが重要と記述されているが、具体的な評価方法は未だ明らかになっていない。この他に、文部科学省では、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」と「体力・運動能力調査」を実施している。前者は、2008 年から全国的な子供の体力の状況(小学校 5 年生と中学校 2 年生)を把握すること、後者は 1964 年から国民の体力・運動能力の現状(6 歳から 79 歳まで)を明らかにすることを目的に毎年実施されている。なお、調査結果は報告書ならびに文部科学省 HP で公表されている。

(5) 地域キャンペーン

健康部門では、健康日本 21(第 2 次)を推進するために「すこやか生活習慣国民運動(Smart Life Project)」を展開し、企業や団体と連携して健康の啓発活動を実施している。具体的には、キャンペーンの実施、メディアを活用した情報発信、国民運動に参画する企業の登録制度、取組事例の収集とホームページによる情報提供などを実施している。Smart Life Project は「健康寿命をのばしましょう」をスローガンとして、運動・食事・禁煙に関する行動を企業・団体と連携して呼びかけをした。身体活動に関しては、「毎日 10 分の運動」を提唱している。

スポーツ部門では、国民が各自の興味・関心に応じてスポーツに親しみ、日常生活の中にスポーツが定着することを目的として、10 月第 2 月曜日(国民の祝日)の「体育の日」

を中心とした体力テストや各種スポーツ行事の実施、また、毎年10月を「体力づくり強調月間」として設定し、広報活動等により広く国民に健康・体力づくりの重要性の一層の進展を図っている。

(6) 評価

国に次ぐレベル(地方自治体)における政策の実施について、各部門からのデータが不十分であった。なぜなら、実施は地方自治体の責任であり、国家当局に地方レベルでの活動の最新状況がよく伝わっていない。評価の主体はアウトカムであり、プロセス評価の重要性が認識されていない。また、特定のプログラムの評価に過ぎない。

(7) 多部門連携

HEPAのための多部門連携体制が整備されていないため、国のリーダーシップの所在が定かではない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

Yukio Oida, "National policies and action plans in the health and sports sectors to promote physical activity in Japan", ASPETAR Sports Medicine Journal, 査読無, 2015, 4, 254-257
種田行男, 井上 茂, 武田典子, Fiona Bull, "健康増進のため身体活動に関する政策監査ツール(HEPA PAT)の紹介", 運動疫学研究, 査読有, 16(2), 2014, 92-110
種田行男, 井上 茂, 武田典子, "身体活動を促進するための国家施策の監査とトロント憲章". 日健教誌, 査読有, 21(2), 2013, 165-170

〔学会発表〕(計 2 件)

Oida Y, Inoue S, Takeda N, Bull F, "Tailoring the Physical Activity Policy Audit Tool (PAT) for sub national use in Local Municipalities", 10th Annual Meeting and 5th Conference of HEPA Europe, University of Zurich, 2014 Aug. 28
Oida Y, Inoue S, Takeda N, Bull F, "Appraisal of the National Policy on Physical Activity in Japan", 5th International Congress on Physical Activity and Public Health, Rio de Janeiro, Brazil, 2014 Apr. 9

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

種田 行男 (OIDA, Yukio)
中京大学・工学部・教授
研究者番号: 30185178

(2) 研究分担者

井上 茂 (INOUE, Shigeru)
東京医科大学・医学部・教授
研究者番号: 00349466

武田 典子 (TAKEDA, Noriko)
早稲田大学・スポーツ科学院・特別研究員
研究者番号: 70386655